

ろに訓ませている(樋をヒ・トヒ・トヨ・ドウ)。

収録に当っては、大字名を括弧内に記したが、字名および従来の称呼(地券面外の)を区別せずに羅列した。また訓みは、まぎらわしいものや独得なもののみふり仮名を附した。』

注(2) p.110の注(4)参照。

注(3) 「元寇〔げんこう〕」といい、鎌倉時代、中国の元の大軍が日本に来襲した事件。元の世祖忽必烈〔フビライ・忽比烈〕は日本の入貢を求めてきたが、鎌倉幕府が拒否したため、文永11年〔1274〕元軍は壱岐・対馬を侵し博多に迫ったが敗退に終わった。弘安4年〔1281〕再び范文虎の率いる兵10万が来襲した。河野通有ら西国の将兵が勇戦奮闘してこれを大敗させた。二度の防戦とも、大風(「神風」とよぶ)が起って、敵艦の沈没するものが多かった。わが国未曾有の国難で、蒙古襲来あるいは文永・弘安の役ともいう。後世まで「もう」・「もうもう」・「もくりこくり」として、その時の恐怖心が残った。

注(4) 「蒙古の碑」と呼ばれるものが各地にある。仙台市内にも「弘安十年供養碑」(川内東北大学理学部附属植物園内)・「弘安五年古碑」(片平丁仙台大神宮内。もと川内筋違橋辺大松沢邸内にあったものを明治初年移したという。)・「弘安五年蒙古の碑」(燕沢善応寺内)。

資料 宮城県各村字調書(「宮城県史」32の内)

登米郡誌下巻(登米郡役所編)

登米郡新田村史(新田村史編纂委員会編)

観光登米郡(高野運太郎。「宮城県史」16の内)

迫町史(迫町編)

71. 国分郷六村とは

問 「弘化三年国分福岡村新堤築堅人足帳 人足主立 吉助」・「弘化四年国分郷六村潜堀替人足御日用働方附留帳 南部吉助」を⁽¹⁾読んで⁽²⁾いるが、~~国分郷~~⁽³⁾の~~六村~~⁽⁴⁾とはどの村々のことですか。⁽⁵⁾₍₆₎

答 国分郷六村は宮城郡国分の郷六村のことで、国分郷の六か村のことではありません。文書・記録は歴史の当事者が書き残したものですので、歴史を学び歴史を読み取るべきもので、単に表面の文字を辿るのみですと、却って誤まりをおかすことになります。

寛永17年〔1640〕から20年にかけて行われた寛永⁽⁷⁾検地の結果、領内郡村が再編され、近世的な郡村制度が確立されました。即ち、仙台領内の行政区画を公式には、21郡970村(ほかに常陸17村、下総1村、近江20村)としたが、磐井・栗原・桃生・志田・黒川・宮城の諸郡は大郡であるため、領内

限りでこれを分割して郡並みにすることが統治上便宜で且つ實際的であったので、中世以来の区画をもとに34郡〔郡並み〕として、これを行政単位としたものが幕末まで行われたのです。その中で、宮城郡78村の公式郡村は、宮城郡32村、国分33村、高城13村の領内郡村に3分されたのでした。この国分33村とは、作並・上愛子・下愛子・熊ヶ根・郷六・芋沢・大倉・福岡・朴沢・根白石・田中・小角〔おがく〕⁽⁸⁾・実沢・野村・上谷刈・古内・荒巻・北根・七北田・市名坂・松森・鶴ヶ谷・小田原・苦竹・南ノ目・小泉・霞ノ目・長喜城・蒲ノ町・伊在・六丁目・荒井・荒浜の村々であります。村名の呼称は、すべて国分を冠して国分作並村、国分郷六村、国分福岡村などのようにしたのです。

国分の地名起原については、確たる根本史料がないが、木ノ下の陸奥国分寺を取り巻く村々であって、国分寺と関係があるもののようです。このことは、貞治2年〔1363〕の「相馬文書」に『宮城郡国分寺郷』と記されているのが初見され、「国分」の由緒は、この「国分寺郷」にあるのではなからうかといわれています。⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾

注(1) しんつつみつきたて。用水池の新規築造。

注(2) おもだち。中心となる責任者。

注(3) p.475の注(4)参照。

注(4) くぐりほりかえ。郷六村で広瀬川から取水する四谷堰の水路の隧道部の補修工事。四谷堰については、p.474の注(2)参照。

注(5) ひよう。日傭。日給。日給で働く人夫を日用取〔ひようとり〕というところもある。

注(6) 南部領。南部領から大勢の出稼人が仙台領に入り込んでいた、南部土方・南部杜氏〔とうじ〕・南部大工など。『他国者猥ニ費用取ニ不可抱置…』(寛永13年〔1673〕8月五ヶ条の内)、『他国ヨリ費用人足大勢相入候由…』(延宝8年〔1680〕)、『從南部仙北御領内江売人并日用取〔ひようとり〕など大勢相入候由…』(貞享5年〔1688〕3月。「北北市史」4) などとある。

南部からの出稼は昭和に入っても見られた。「花京院周辺」(石田徳彦)に次のようにある。

『仙台に出て来る南部の人々は、現在の季節的な農民の出稼ぎの様に酒造りの杜氏、鳶、米搗き、土方仕事師として移動した。…』

注(7) p.23の注(1)参照。

注(8) 現在の仙台市・泉市・宮城町の一部にわたる。荒巻・北根・鶴ヶ谷・小田原・苦竹・南ノ目・小泉・霞ノ目・長喜城・蒲ノ町・伊在・六丁目・荒井・荒巻の旧14村は仙台市、福岡・朴沢・根白石・田中・小角・実沢・野村・上谷刈・古内・七北田・市名坂・松森の旧12村は泉市、作並・上愛子・下愛子・熊ヶ根・郷六・芋沢・大倉の旧7村は宮城町に入っている。

p.247の注(1)をも参照。

注(9) p.246の「99. 旧北根村は無人の村であった」参照。

注(10) 天平13年〔741〕聖武天皇の詔によって日本全国60余の国々に僧寺と尼寺が国立の寺院とし

て建立された。陸奥国分寺は、現在の仙台市木ノ下の地に置かれた。尼寺はその東方 590 m の地に置かれた。荘厳な堂塔伽藍は、やがて中央政府の衰微とともに次第に廃滅に帰し、境内一帯は荒れ放題の有様となってしまった。慶長10年〔1605〕から同12年にかけて、伊達政宗が、薬師堂・仁王門・学頭坊・別当坊・院主坊のほか24坊を修造して、寺領を寄進した。こうして、漸く寺勢を回復したが、明治維新の変革によって寺禄を失って衰微し、各坊も別当坊以外は廃絶してしまった。

大正11年、陸奥国分寺跡として国の史跡に指定された。昭和30年から5か年にわたって発掘調査が行われ、かつての建物の位置や規模が詳細に明らかとなり、陸奥国分寺の偉容をうかがうことができるようになった。

現在の国分寺は、別当坊の跡で、昭和10年この寺号に改めたもので、真言宗智山派に属する。

注(11) p.250の注(16)参照。

注(12) p.247の注(1)参照。

資料 宮城県史 2

72. 「六代治家記録」とは

問 「六代治家記録」とは、どのようなものですか。

答 「六代治家記録」とは、第13代伊達慶邦が、4代綱村が創始した修史事業を完結するため、宝暦12年〔1762〕「忠山公〔第6代宗村〕治家記録」以後中絶していた後を継ぎ、国分平・森広畔・作並清亮に命じて、明治7年に編纂を終った治家記録のことです。徹山〔第7代重村〕・桂山〔第8代齊村〕・紹山〔第9代周宗〕・英山〔第10代齊宗〕・正山〔第11代齊義〕・龍山〔第12代齊邦〕の6代の各治家記録であるので、名数的総称を以て「六代治家記録」と称するのであります。全91巻22冊で、原本は仙台市博物館と宮城県図書館とに、各1部保存されています。

なお、「楽山公〔第13代慶邦〕記家記録」が、慶邦の歿〔明治7年〕後、国分平・森広畔・作並清亮・佐藤時彦の担当で編纂され、いわゆる「伊達治家記録」が完結したのでした。

ちなみに、「伊達治家記録」の内、「性山公〔第16世輝宗〕治家記録」・「貞山公〔第1代政宗〕・「義山公〔第2代忠宗〕治家記録」・「雄山公〔第3代綱宗〕治家記録」を名数的に「御四代治家記録」また「四代治家記録」と総称することがあります。

注(1) p.65の注(2)・p.170の注(2)参照。

注(2) p.9の注(3)参照。